記

所在	地番	種類（地目）	数量（㎡） 実測	数量（㎡） 登記簿上	備考 使用認定された土地の面積（㎡）
沖縄県宜野湾市字野嵩前原	521	墓地	662.44	662	662.44
〃　〃　字伊佐上原	793	畑	1,409.45	1,409	1,409.45
〃　〃　字大山嶽ノ佐久原	1735-1	雑種地	782.49	782	782.49
〃　〃　〃　〃	1771	原野	42.63	42	42.63
〃　〃　〃　〃	1772	畑	738.58	738	738.58
〃　〃　〃　加良当原	1879	畑	2,480.01	2,480	2,480.01
〃　〃　字大謝名東原	994-1	雑種地	1,346.00	1,346	1,346.00
〃　〃　〃　〃	994-2	雑種地	67.00	67	67.00
〃　〃　〃　軍花原	1256	山林	456.27	456	456.27
〃　〃　字宜野湾宜野湾原	741	宅地	241.86	241.86	241.86
〃　〃　〃　〃	766	雑種地	615.46	615	615.46
〃　〃　〃　大嶺原	1005	畑	325.98	325	325.98
〃　〃　〃　〃	1007	畑	1,009.08	1,009	1,009.08
〃　〃　〃　下原	1085	畑	684.67	684	684.67
〃　〃　字神山黒数原	721	墓地	396.60	396	396.60
〃　〃　字大山勢頭原	2500	畑	2,507.90	2,439	2,507.90
〃　〃　字宜野湾馬場下原	993	畑	1,326.41	1,292	1,326.41
合計			15,092.83	14,983.86	15,092.83

平成27年2月13日　沖縄防衛局長

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法第７条第２項に基づく使用の認定公告

平成27年１月16日付けをもって下記土地等について、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法第５条による使用の認定があったので、同法第７条第２項の規定により公告する。

記

所在	地番	種類（地目）	数量（㎡） 実測	数量（㎡） 登記簿上	備考 使用認定された土地の面積（㎡）
沖縄県那覇市住吉町三丁目	72	宅地	113.04	113.04	113.04
〃　〃　〃　〃	328	宅地	149.73	149.73	149.73
合計			262.77	262.77	262.77

平成27年2月13日　沖縄防衛局長

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法第７条第２項に基づく使用の認定公告

平成27年１月16日付けをもって下記土地等について、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法第５条による使用の認定があったので、同法第７条第２項の規定により公告する。

記

所在	地番	種類（地目）	数量（㎡） 実測	数量（㎡） 登記簿上	備考 使用認定された土地の面積（㎡）
沖縄県中頭郡嘉手納町字東青名地原	80-3	雑種地	790.83	790	790.83
〃　〃　〃　〃　〃	80-4	雑種地	790.84	790	790.84
〃　〃　〃　〃　〃	80-6	雑種地	790.86	790	790.86
〃　〃　〃　〃　〃	80-7	雑種地	790.86	790	790.86
〃　〃　〃　字野国後原	248	畑	1,568.47	1,568	1,568.47
合計			4,731.86	4,728	4,731.86

平成27年2月13日　沖縄防衛局長

商号登記抹消公告

営業所　奈良県南葛城郡御所町312番邸
商　号　大六

上記に係る商号の登記は、商法第11条及び商業登記法第28条の規定に反して、商人（会社及び外国会社を除く。）以外の者がした登記であり商業登記法第134条第１項第２号に該当することを発見したので、本公告掲載の日から10日以内に異議の申立てがないときは、その登記を抹消する。

商業登記法第135条第２項の規定により公告する。

平成27年2月13日　奈良地方法務局

商号登記抹消公告

営業所　奈良県北葛城郡新庄町大字新庄112番地
商　号　新庄薬局

上記に係る商号の登記は、商法第11条及び商業登記法第28条の規定に反して、商人（会社及び外国会社を除く。）以外の者がした登記であり商業登記法第134条第１項第２号に該当することを発見したので、本公告掲載の日から10日以内に異議の申立てがないときは、その登記を抹消する。

商業登記法第135条第２項の規定により公告する。

平成27年2月13日　奈良地方法務局